

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

いなべ市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. いなべ市地域

(1) 現況

いなべ市は、員弁川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び2号に掲げる事業も併せて推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	いなべ市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙の通り。(法第3条第3項第2号事業関係)

(別紙)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域 白瀬村 西藤原村 立田村 十社村
特認地域 中里村 東藤原村 山郷村 治田村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地は、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地は、勾配が田1/100以上1/20未満で、以下のいずれかの条件を満たす農用地とする。

a 一団のまとまりを形成している農用地で、自然条件により不整形で平均面積が20a未満の農用地が連続し農作業に不利条件が加わる農用地である場合。

b 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率が30%以上かつ、耕作放棄率が田で5%以上である場合。

2 集落協定の共通事項

(1) 集落協定等の公表

市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、市は、毎年、集落協定の締結状況、各集落に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(2) 集落の実施状況の確認

市は、事業実施から毎年度、集落協定の対象となる協定農用地の農業生産活動等の実施を確認する。

(3) 農業委員会の役割

いなべ市農業委員会（以下、「農業委員会」という。）は、農用地の所有者と農業生産活動を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。

また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(4) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

3 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）

を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者が共同して維持・管理を行っている場合にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が三重県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の引き受け分は対象とすることができる。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

4 その他必要な事項

当市は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標と、その目標の達成のために講じる施策（新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備）について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

(1) 生産性・収益の向上に関する目標

ア 農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を推進する。

(ア) 水稲、麦、耕起、代掻き、播種、田植え、収穫については、農家組合、農業振興部会への農作業の委託を進める。

(イ) 農作業の委託を希望する者は、農家組合、農業振興部会に申し出る。

イ 農作業の共同化を進める。

水稲の育苗、乾燥調整、麦の乾燥調整については、農協の施設を利用して効率的な農作業の実施を図る。

ウ 農用地の利用集積により生産性の向上を図る。

集落内の話し合いにより、担い手に農用地を集積し生産性の向上を図る。

(2) 担い手の定着に関する目標

ア 新規就農者の参入を図る。

(ア) 新規就農者に対して集落内の離農者の家屋を利用・整備する等住宅の確保を図る。

(イ) 市及び農業委員会と連携し、新規就農者の受け入れ先農家の確保や県農林水産支援センターが行う農業技術習得のための研修への担い手の参加を図る。

イ オペレーターの育成・確保を図る。

集落リーダー・オペレーターを、新技術の修得のための技術研修会などへの参加を図る。

ウ 認定農業者の育成を図る。

認定農業者の経営研修、技術研修等の研修会への参加を図る。

エ 利用権設定等による担い手への農用地の面的集積を図る。

農用地利用についての利用権の設定又は農作業受委託を希望する農用地所有者は集落の代表者や農地流動化推進員を通じて市及び農業委員会に申し出る。

(3) 生活環境の整備等に関する目標

ア 高齢化に対応した生活環境の整備、高齢者活動の支援等の高齢者対策の推進を図る。

(ア) 高齢者の豊富な知識・経験を活用し、伝統文化、伝統工芸などの伝承・指導等の支援を行う。

(4) 実施状況の公表及び評価

市長は、中間年評価として、令和4年度の実施状況の確認に併せて令和4年度中に集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、市長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。